

国民健康保険税の納税通知書を送付します

令和2年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主（納税義務者）あてに送付します。

令和2年度改正点

- ▷軽減対象の拡大
所得が少ない世帯を行う軽減措置の対象が拡大されます。該当する世帯は、納税通知書に記載されます。
※軽減対象世帯でも、所得の申告をしていないなど、所得が不明の場合は軽減措置が受けられません。
- ▷賦課限度額の引き上げ
賦課限度額が、医療保険分は61万円から63万円に、介護保険分は16万円から17万円に引き上げられました。

非自発的失業者などの軽減・減免についての相談

倒産、解雇、雇い止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の退職者は、国民健康保険税が軽減や減免されます。詳しくは税務住民課まで相談ください。

☎税務住民課保険年金G ☎820-5604

低所得者の介護保険第1号被保険者保険料が軽減されます

令和元年10月消費税引き上げによる経済的影響を平準化することを目的として、低所得者（第1段階～第3段階該当者）の介護保険第1号被保険者保険料の軽減を令和元年度から拡大して実施していますが、令和2年度から、軽減をさらに拡大します。

階層区分	年間の保険料額		
	H31.4～	R.2.4～	差額
第1段階	25,633円	20,506円	▲5,127円
第2段階	42,721円	34,177円	▲8,544円
第3段階	49,557円	47,848円	▲1,709円

☎高齢者支援課 ☎820-5605

国民健康保険・後期高齢者医療保険「被保険者証」・「限度額適用認定証等」の更新

被保険者証

新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

限度額適用認定証等

「限度額適用認定証等」の有効期限は7月31日です。

国民健康保険の場合

新規および継続のどちらも手続きが必要です。

後期高齢者医療保険の場合

新規の場合のみ手続きが必要です。

▷手続方法：「本人確認書類」「印鑑（認印可）」を持参のうえ、税務住民課で手続きください。

☎税務住民課保険年金G ☎820-5604

免除された国民年金保険料は追納できます

国民年金保険料の全額免除や一部免除を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べて老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。（例えば、全額免除承認期間が2年間の場合は、受け取り額が年額19,500円程度少なくなります。）

減額された年金受取り額を補うために、国民年金保険料の『追納制度』があります。追納を行う場合は、申し込みが必要です。詳しくは、広島南年金事務所に相談ください。

追納制度を利用する際の留意点

- ▷免除承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができます。
- ▷追納する保険料額は、免除承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。
- ▷すでに老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

☎広島南年金事務所 ☎253-7710
税務住民課保険年金G ☎820-5604



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる人は、申請により保険税（料）の減免申請ができます。

☒次の①、②のいずれかに該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入（給与、事業、不動産、山林）の減少が見込まれ、次の(ア)～(ウ)までの全てに該当する世帯
(ア)事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること。
(イ)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
(ウ)減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の合計所得が400万円以下であること。

▷減免対象となる保険税（料）…令和元年度2月および3月分、令和2年度分

▷申請期間…7月13日～令和3年3月31日

▷申請方法…税務住民課で申請が必要です。

事前に問い合せください。

☎税務住民課 ☎820-5604

国民健康保険税 後期高齢者保険料



介護保険の第1号被保険者保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（事業、不動産、山林、給与）の減少が見込まれる人は、介護保険料の減免申請ができます。

☒次の全てに該当する介護保険第1号被保険者

- (1)事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の3割以上であること。
- (2)減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること。

▷申請期間…7月13日～令和3年3月31日

詳しくは、熊野町ホームページまたは高齢者支援課に問い合せください。

☎高齢者支援課 ☎820-5605



後期高齢者医療保険 傷病手当金の支給

後期高齢者医療保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを4日以上休み、給与収入が減少した人に、傷病手当金を支給します。

※休職中に給与などの支給がある場合は、対象外となることがあります。

申請方法などについては、税務住民課または広島県後期高齢者医療広域連合に問い合せください。

☎税務住民課保険年金G

☎820-5604

広島県後期高齢者医療広域連合

☎502-3030



新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を電話およびインターネットで受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、相談してください。

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

いじめ・虐待(ごやくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 ☎インターネット人権相談 検索
パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

YouTube法務省チャンネルで森法務大臣からのメッセージをご覧ください。↓



(生活環境課)